

パブリックコメント制度の流れ

市が基本的な政策等の案を作成

市の基本的な方針、計画の策定又は改定
市の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃
市民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例の制定又は改廃
(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に係るものを除く。)

パブリックコメント制度の実施

政策等の案、その資料の公表、これに対する市民等からの意見募集
市の広報紙、ホームページへの掲載
情報コーナーでの閲覧
実施機関が指定する場所での閲覧又は配布 など
ホームページ、広報紙などで事前に周知

市民等が意見等を提出 (提出期間は原則1か月以上)

郵便
ファクシミリ
電子メール
実施機関が指定する場所への書面の持参

提出された意見等を考慮して政策等の案を最終決定

政策等の案に反映できる意見等 ⇒ その意見等に基づき案を修正
政策等の案に反映できない意見等 ⇒ 反映できない理由をとりまとめ

意見等の概要とこれに対する市の考え方・修正内容を公表
市のホームページ
情報コーナー など

議会の議決を要するもの
総合計画基本構想
条例 など

議会へ議案提出

議会議決

議会の議決を要しないもの

政策等の決定